秋田中央道路換気所エレベーター点検業務委託　特記仕様書

１　適　用

（１）この特記仕様書は、「秋田中央道路換気所エレベーター点検業務」（以下「業務」という）について定める。本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務委託共通仕様書」による。

２　履行期間

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

３　履行場所

秋田県秋田市東通仲町４－６　　秋田中央道路換気所

４　業務対象設備

（１）設備種別及び台数
エレベーター（機械室なし）　　　　　１台

（２）製造者、用途及び形式
三菱電機（株）　乗用（車椅子仕様）　Ｐ１１－ＣＯ－６０

（３）基本仕様
ア　停止階床数：４階
イ　積載量：７５０ｋｇ
ウ　速度：６０ｍ／分

（４）付加装置等
ア　地震時管制運転装置（普通級・Ｐ波検知付）
イ　火災時管制運転装置
ウ　停電時自動着床装置（ロープ式）
エ　オートアナウンス機能
オ　遮煙機能付扉

５　業務内容

（１）契約種別及び点検区分
契約種別は、ＰＯＧ契約とする。また、点検は、次の（２）に示す「定期点検」と（３）に示す「臨時点検」に区分するものとする。

（２）定期点検
点検内容は、共通仕様書のとおりとし、各点検周期ごとの実施時期は次表による。

周期	１Ｍ（１回／月）	３Ｍ（１回／３月）	６Ｍ（１回／６月）	１Ｙ（１回／年）
実施時期	４月～３月 （毎月、計12回）	５月、８月、11月、２月　（計４回）	５月、11月 （計２回）	11月 （計１回）

（３）臨時点検

履行期間において、エレベーター設備の故障、不具合等が発生し、その処置として発注者から点検の要請があった場合に実施するものである。受注者は、この要請に迅速に応えなければならない。

なお、この臨時点検は、原則として契約変更扱い（業務委託料増額）とするが、定期点検における過失や不備など、受注者の責と認められる場合は、受注者の負担により処置及び復旧するものとする。

6　委託料の支払いについて

委託料の支払いは、契約額を４分割とし次のとおり請求ができるものとする。

（１）　４月～　６月分・・・・　６月終了時
（２）　７月～　９月分・・・・　９月終了時
（３）１０月～１２月分・・・・１２月終了時
（４）　１月～　３月分・・・・　３月終了時

7　その他

（１）遠隔点検について

業務対象設備には、遠隔点検機能が装備されているが、遠隔による点検は実施せず、現場点検による業務履行とする。

（２）定めのない事項

本特記仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。